

令和 6 年 5 月 29 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01309

研究課題名(和文)ハイブリッド法廷とアジア・アフリカが求める国際刑事裁判秩序

研究課題名(英文)Hybrid Tribunals and the International Criminal Trial System Quersted by Asia and Africa

研究代表者

稲角 光恵 (Inazumi, Mitsue)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：60313623

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：国際刑事裁判制度を理論体系化し、国内裁判所と国際刑事裁判所の二元構造と単純化する理解が誤りであると指摘し、刑事裁判機関の数の増加と多様化と多元化の現象を明らかにしつつアジアとアフリカ諸国が求める国際刑事裁判制度像を明らかにした。刑事裁判機関の増加と多様化の現実を踏まえ、国内的要素と国際的要素が混合されたハイブリッド法廷や地域的国際機関による刑事裁判管轄権をアジアとアフリカ諸国が求める傾向を分析し指摘した。アジアとアフリカから地域的要素を反映させた裁判機関が提言されているが、国際法上の犯罪の処罰の徹底及び法の支配並びに人権の尊重といった人類的課題を考慮に入れて慎重に考える必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際刑事裁判制度を体系化し、国内裁判所と国際刑事裁判所の二元構造と単純化する理解とは異なる説を提示した。刑事裁判機関の数の増加と多様化と多元化の現象の中で、特にアジアとアフリカ諸国が求める国際刑事裁判制度像からはグローバルサウスの社会的意向がうかがえる。国内的要素と国際的要素が混合されたハイブリッド法廷や地域的国際機関による刑事裁判管轄権をアジアとアフリカ諸国が求める傾向の背景を指摘するとともに、アフリカ諸国が提唱したアフリカ国際刑事裁判所構想がアジアや他の地域に示す示唆をアフリカの研究者と英語共著として発表した。国際刑事法の理論分析にグローバルサウスの視点からの補完を行うことができた。

研究成果の概要(英文)：This research revealed the theoretical composition of the various international judicial organisms for prosecuting individuals for the serious international crimes, as well as the social preference expressed especially by the Global South. The system of international criminal justice should not be understood as the simple dual mechanism of international court (such as the ICC) and national courts. The multiple types of hybrid and mixed courts were examined as well as the idea of the African International Criminal Court, and among these varieties, some of the Asian and African countries tend to prefer a court with stronger domestic and territorial and regional character. Taking into consideration the need to stop impunity and accomplish justice under the rule of law, and also in respecting human rights, the choice of the type of the judicial court and its institutional mechanism should be carefully studied and planned in order to effectively materialize international justice.

研究分野：国際公法

キーワード：国際刑事裁判 国際刑事法 アジア アフリカ ハイブリッド法廷 国際犯罪

1. 研究開始当初の背景

国際刑事裁判所 (International Criminal Court、以下 ICC) は国際刑事法の発展の象徴的存在であり、その活動は現行および将来の国際刑事法を形作っていくことには疑いはない。しかし本研究開始前 (2019 年) は、リビアの事件、イスラエルが関係するガザやパレスチナの事件、アメリカが関係するアフガニスタンの事件といった中東の事件については ICC が効果的に裁判できていない状況にあった。シリアにおける化学兵器の使用疑惑やミャンマーのロヒンギャ族迫害問題も含めて中東を含むアジアにおける国際法上の犯罪の処罰が争点とされる事例が増えることが予想されたが、諸国からの協力を得ることが困難な状況に ICC が陥っていたため、ICC が効果的に裁判できるか危惧されていた。また、アジア及びアフリカ諸国からの ICC に対する反発が高まっており、2016 年には南アフリカ、ブルンジ、ガンビアが ICC からの脱退を表明し、後に南アフリカとガンビアは脱退表明を撤回したが 2017 年にブルンジが脱退、2019 年にはフィリピンが脱退した。国際刑事裁判秩序の将来を考える上では、これらの諸国が求める国際刑事法秩序と ICC との乖離を理解する必要があった。

国際刑事法学の先行業績を見ても、アジアにおいては東京裁判やカンボジア国際法廷が、アフリカにおいてはシエラレオネ特別裁判所やルワンダ国際刑事裁判所や Hissène Habré 元チャド大統領を訴追するためのアフリカ特別法廷など数々の国際刑事裁判が行われつつも、これらの学術的な検証が十分に行われていないと感じていた。さらに、アフリカ諸国による ICC に対する強い反発や、欧州諸国の国内裁判所が行使する普遍的管轄権に対するアジアとアフリカ諸国からの反発については、単なる政治的動向として捉えて国際法学上の理論に影響を与える問題でもあることが認識されていないのではないかと考えていた。このように、現行の国際刑事法研究の偏りを認識したことが本研究の着想のきっかけであった。

2. 研究の目的

本研究の目的はアジアとアフリカが求める国際刑事裁判制度を明らかにし、それが ICC や国際刑事法全体に与える影響を考察することである。また、欧米中心で進められてきた国際刑事法学に対してアジアとアフリカの視点から見直しを迫ることも目的として研究に着手した。アジアとアフリカなど、途上国中心のグローバルサウスの視点からの国際刑事法の研究が少ない状況は、これまで国際刑事法の研究が欧米の視点で行われてきたことが原因と考えられる。本研究でアジアとアフリカ地域由来の国際刑事法の発展を概括してその意義を明らかにし、さらに当該地域の国際刑事法観を見出すことが、欠けていた視点を補完する一助ともなりうると考えた。海外の国際刑事法研究も欧米の学者が中心となって行ってきたものであり、国際刑事法の普遍性を疑うことなく当為として前提とする傾向があるが、アフリカやアジアといった非ヨーロッパ地域の視点が要求され始めていると感じている。

3. 研究の方法

研究手法としてはアジア及びアフリカ地域におけるハイブリッド法廷の成果を明らかにし、アフリカ国際刑事裁判所構想を足掛かりとしてアフリカ諸国の国際刑事法の理解を ICC や欧米における国際刑事法の理解と対比させて検証することにより国際刑事法において途上国独自の見解が存在していることを示した上で国際刑事法の将来像を考えた。

まず第 1 に、アジア・アフリカ地域のハイブリッド法廷の分析と比較を行った。裁判所の創設過程における国の関与の程度、設立根拠の準拠法、組織形態、裁判官構成、適用法、対象犯罪、訴訟手続など、ハイブリッド特別法廷毎に異なるが、裁判所の規程と規則並びに判決等が示す国際刑事法上の成果を明らかにし、共通点と相違点を探った。国内裁判所の既存の組織内に位置づけられているものや、現地の国籍を持った裁判官の参加や、国内法も適用法に含むものなど、国際的性質と国内的性質を合わせ持つ混合性を比較し、混合の要素と程度により裁判所と関係国との関係にどのような違いが生じているか注目した。当初の研究計画ではアジアの裁判所としてカンボジア国際法廷に注目し、現地調査も交えつつカンボジア政府と国民が抱いている国際刑事司法像について調査分析する予定であったが、コロナ禍で渡航と現地調査が実施不能となったため、研究計画を修正し、判例分析や学説等の分析に方法を変更して研究を継続した。

次に第 2 段階として、ハイブリッド特別法廷の分析を進めつつアフリカ国際刑事裁判所構想を足掛かりとしてアジア・アフリカ地域が求めている国際刑事裁判の在り方を探った。同時にグローバル・サウスの視点を取り入れた形での国際刑事裁判秩序の全体像を理論的に示すことを試みた。

4. 研究成果

(1) アジアとアフリカのハイブリッド法廷の分析

アジアとアフリカ諸国は国家元首等が国際慣習法上享有する免責特権を掲げて国際法上の犯罪を不処罰とすることを主張するなど国際刑事裁判に消極的姿勢にあると分析する欧米学者からの批判がある。しかし、アジア・アフリカ諸国は犯罪の不処罰を求めているのではなく、自らの手で裁判を実施したいという要求の下で行動している面を見落としてはならない。これら諸国に見られる国際的要素と国内的要素を混合させたハイブリッド型の法廷を求める動きは、国際刑事裁判に関与する積極的な姿勢とも解されうる。しかしハイブリッド法廷が国際的要素と国内的要素を混合する存在である結果、ICCとは異なる問題点も指摘される。ハイブリッド法廷としてレバノン特別法廷について研究を行ったが、レバノン特別法廷では欠席裁判により有罪判決を下しているのであり、完全な欠席裁判の許容がレバノン特別法廷のみに見られる特徴であることが指摘される。ICCやその他のアド・ホック法廷では一部の手続で被疑者/被告人の欠席を認める方向へと制度を改変しつつも完全な欠席裁判は許容していない状況にあることと対比させ、レバノン特別法廷の国際刑事法及び国際人権法との抵触可能性について考察した論文を公表した。

アフリカも複数のハイブリッド法廷の経験があり、国際性と国内要素が混合した裁判所形態を受け入れてきた。南スーダンは2013年の武力衝突に関わる国際人道法違反の犯罪処罰について、アフリカ連合(AU)と国連の支援を受けてハイブリッド法廷を設置することに2015年8月に合意した。合意文書に基づき南スーダンのハイブリッド法廷は、AU議長と国連事務総長によって選定され任命される南スーダン国籍の者とアフリカ出身の者が裁判官と検察官を務めると定められた。このようにアジア・アフリカ地域の諸国は国際的な支援を受けつつ、自らがなんらかの形で関わって裁判システムを構築し、国際法上の犯罪の処罰をすることは否定していなかった。特にアジア・アフリカ地域におけるハイブリッド法廷の活躍と成果を無視してはならない。カンボジア国際法廷(Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia)、シエラレオネ特別裁判所(Special Court for Sierra Leone)、レバノン特別法廷(Special Tribunal for Lebanon)、東チモール特別法廷(Special Panels of the Dili District Court)、Hissène Habré氏の裁判を行ったアフリカ特別法廷(Chambres Africaines Extraordinaires)など、組織形態は多様であるが、アジア・アフリカ地域では犯罪行為地国又は法廷地国が関与する形で創設されたハイブリッド法廷で個人の刑事責任の追及を行ってきた経験がある。

(2) アジア・アフリカ諸国が希求する国際刑事裁判像

アフリカ連合(African Union、以下AU)はICC非協力決議を採択し続けたことにより不処罰を奨励しているとの誤解を受けているが、国際犯罪について個人の刑事責任を国際的な司法機関で追及していくための新しいアイデアとして、AU内に新たに国際刑事裁判管轄権を有する裁判所を設置することを2014年に決定した。このAUのアフリカ国際刑事裁判所構想は、アフリカ大陸で発生した国際法上の犯罪の刑事訴追をICCやヨーロッパ諸国が行うことを阻止することが隠れた目的ではないかと批判も受けたが、アフリカ地域からの国際刑事法に関する提言ともいえ、国際刑事法の発展やICCの未来に影を落とす存在として忌避すべきものと断じるのは早計である。西欧的国際刑事法を植民地主義の如く強制すべきではないとするアフリカ諸国からの反発があるのは事実であり、アジア・アフリカ諸国が求める国際刑事裁判の形を無視するのではなく、これら提言が国際刑事法に与える影響も検討すべきであるとする。

本研究は、アジア・アフリカ諸国が国際刑事裁判が対象とすべき犯罪について独自の考えを持っていることを明らかにした。テロ、政府転覆を企図した反徒による暴力行為、贈賄罪などの汚職関連犯罪や多国籍企業が関わる環境犯罪など、国際刑事裁判の対象犯罪の拡大を希求しているのであり、そこには途上国が抱える問題と独自の犯罪価値観が背景にあると考える。他にもICCとは異なる点として、国家元首等の特権免除享有者に対する管轄権行使の是非、法人(特に多国籍企業)を処罰対象とすることの是非、欠席裁判の許容是非、有罪判決に付随した形での被害者に対する賠償命令の是非とその範囲、恩赦の是非があった。

(3) 国際刑事裁判制度の体系化について

本研究では、国際刑事裁判制度を国内裁判所と国際刑事裁判所の二元構造と単純化する理解が誤りであることを指摘し、刑事裁判機関の数の増加と多様化と多元化の現象を明らかにした。新しく国際刑事裁判制度を体系化する学説として、階層秩序論(国内裁判所とICCという単純な二元構造を理論的に一元化する役割を果たしてもいたICCの補完性の原則を拡大解釈し、国内レベルと地域レベルと国際レベルの刑事裁判を包摂しICCを頂点とする階層秩序を思い描く説)と役割分担論があり、それぞれの説の理論上の問題点や将来的な課題について研究した成果を世界法年報に公表した。

ハイブリッド法廷は国際的要素と国内的要素を合わせ持つ裁判所であるが、国際的及び国内的な混合の要素は各法廷により異なるため、統一して語ることが極めて困難であるが、各特別法廷が独自性を有していることこそ、特定の状況下で最も裁判の実施と目的達成に適した形態を選択する柔軟性が発揮された結果の産物とも言え、その多様性は欠点ではなく特長とも考えられる。ハイブリッド法廷の大半がICCとの管轄権の競合がなかったため管轄権競合問題及び裁判所間関係の問題並びに判断の矛盾等の断片化(fragmentation)は顕在化していないが、ハイブリッド法廷の新設が今後も行われる場合には将来問題化する可能性がある。

さらに、地域的国際裁判所が将来、刑事管轄権を行使する可能性もある。カリブ共同体(Caribbean Community (CARICOM))により設立されたカリブ司法裁判所(Caribbean Court of Justice (CCJ))は刑事管轄権を行使可能である。また、東アフリカ共同体(East African Community (EAC))は東アフリカ司法裁判所(East African Court of Justice)に国際刑事管轄権を付与することに関心を示している。地域的政府間国際機構による刑事裁判の可能性が将来生じるであろうことから、国内裁判所とICCという単純二元構造的な理解では不十分である。

アジアとアフリカ諸国からは、現地的な要素を反映させた国際的裁判機関を求める意向が示されている。将来の国際刑事裁判秩序を考えるならば、犯罪の処罰徹底及び法の支配並びに人権の尊重といった人類的課題に益する形は何であるのかを考え、複数の裁判所の競合管轄権を許容し、それぞれの裁判機関の役割分担を考える方向へと思考を移行させるべきと考える。地域的要素を反映させたハイブリッド法廷も地域的国際刑事裁判所も、適切な形で裁判が実施されたならば、犯罪を処罰徹底し法の支配をもたらすことに貢献しうるのであり、ICCを普遍秩序としてその体制に含まれないものを排除し抹消することを目指すべきとは考えるべきではないであろう。

さらに、研究最終年度には国際司法制度全体に対するアジアとアフリカ諸国の態様の変化とその法的及び政治的意義を概括した。フィリピンとブルンジによるICCからの脱退がICCの管轄権に与える影響について学説を整理し提示し、ICCが世界秩序を担う役割を期待されつつ正統性確保という将来的課題を抱えている点を論稿で明らかにした。このように、ICCから脱退を表明したブルンジとフィリピンに対してICCが行使する管轄権について、管轄権の範囲の理論的問題を元にして国際刑事裁判管轄権と国際刑事司法の本質についても触れ、グローバル・サウスの諸国の見解と対比させて考察した。

他方でアジアとアフリカ諸国の中には直接的な被害国でないにも関わらずジェノサイド条約を足掛かりとして戦争や大規模人権侵害を行っている疑いがある国を国際司法裁判所(ICJ)に提訴する行動を取り、国際裁判を通じた世界秩序の構築に積極的な姿勢を見せていることを学会報告で取り上げ分析した。特に2022年以降のウクライナ戦争や、2023年以降のイスラエルによるガザ地区に対する軍事作戦に対して国連の安全保障理事会といった国際的政治機関が機能不全のまま武力紛争の惨劇を停止させることができている中、アジアとアフリカ諸国からは国際司法制度に対する期待が高まっている。南アフリカは国際司法裁判所(ICJ)にイスラエルを提訴し、イスラエルに対する即時の軍事行動停止命令とガザ地区の住民保護を求めて仮保全措置を複数回要請している。政治機関が大国の外交政策によりマヒする中、国際刑事裁判所も含めた国際司法制度に平和創造の一旦を求める傾向が見られるのである。国際司法制度に対する期待の高まりが、アジアとアフリカ諸国の国際刑事裁判像にどのような影響を与えるかについて、研究期間終了後ではあるが、注目し続けていきたい。

以上のように、この研究では現代国際法における刑事裁判機関の増加と多様化の現実を踏まえ、国内的要素と国際的要素が混合されたハイブリッド法廷や地域的国際機関による刑事裁判管轄権をアジアとアフリカ諸国が求める傾向を指摘した。アジアとアフリカから地域的要素を反映させた裁判機関が提言されているが、国際法上の犯罪の処罰の徹底及び法の支配並びに人権の尊重といった人類的課題を考慮に入れて慎重に考える必要があることに注意喚起した。

この研究の成果は複数の学会及び研究会報告として発表するとともに、学術雑誌の論稿及び共著として広く発表した。最大の成果は、エセックス大学で開催された国際学会で知見を得たアフリカの学者との交流を通じて研究を深め、南アフリカのプレトリア大学からアフリカ国際刑事裁判所構想に関する共著を出版できた点である。この英語共著では、アフリカ大陸において事件の裁判など国際的性質と国内的性質を併せ持つハイブリッド法廷を設立し裁判を行う実行を積み上げており、アフリカ諸国は国際刑事法の適用を傍観する立場ではなく、国際刑事裁判制度の設計にも自らが積極的に関わる姿勢を見せていることや、アフリカ連合は独自の国際刑事裁判システムの構築(アフリカ国際刑事裁判所構想)に乗り出し、既存のICCの制度からの脱却を図っていることをアフリカの学者と論じることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 稲角光恵	4. 巻 66-2
2. 論文標題 国際刑事裁判所におけるフィリピン及びブルンジの脱退問題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 183-207
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 稲角光恵	4. 巻 12
2. 論文標題 ICC非締約国又は非締約国国民の事件に対する罪刑法定主義からの制限 Rahman事件管轄権上訴裁判部決定(2021年11月1日)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 223-232
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 稲角光恵	4. 巻 41
2. 論文標題 アジア・アフリカから見る国際刑事裁判秩序－国際刑事裁判所とハイブリッド法廷と地域裁判所－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 3-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 稲角光恵	4. 巻 63-2
2. 論文標題 国際刑事裁判における欠席裁判－国際刑事裁判所（ICC）とレバノン特別法廷の最近の動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 13-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 稲角光恵	4. 巻 31
2. 論文標題 「ロヒンギャ族に対するジェノサイド防止のための仮保全措置命令 ジェノサイド条約の適用事件（ガンビア対ミャンマー）（国際司法裁判所2020年1月23日仮保全措置命令）」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 116-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 稲角光恵
2. 発表標題 ジェノサイドの責任追及とジェノサイド条約
3. 学会等名 国際法学会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 稲角光恵
2. 発表標題 アジア・アフリカから見る国際刑事裁判秩序
3. 学会等名 世界法学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Mitsue Inazumi, Rashida Manjoo and others	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Pretoria University Law Press	5. 総ページ数 211
3. 書名 Criminal Justice and Accountability in Africa: Regional and National Developments	

1. 著者名 浅田正彦、桐山孝信ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 511
3. 書名 『現代国際法の潮流II』（稲角光恵「ジェノサイド条約の解釈と適用－国際司法裁判所の判断に関する考察」	

1. 著者名 申へボンほか	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 268
3. 書名 『国内的メカニズム / 関連メカニズム』（稲角光恵、第11章「国際人権法の実施メカニズムとしての国際的刑事裁判」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------